



医療費制度のお知らせ

「子ども医療費受給者証」の有効期間が終了していませんか

「子ども医療費受給者証」の有効期間が終了した後、障害者医療、母子・父子家庭医療の受給資格がある場合は、引き続き助成を受けられますので、受給者証の申請手続きをしてください。

- **障害者医療** 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A,B、精神障害者保健福祉手帳1,2級などをお持ちの人
- **母子・父子家庭医療** 遺児手当などの対象世帯で、所得制限の範囲内である場合

後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度ですが、65歳以上で次のような一定の障がいがある人は、申請して認定されると後期高齢者医療制度に加入することができます。

- 身体障害者手帳1～3級のいずれかに該当する人
- 療育手帳A判定の人
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級に該当する人
- 身体障害者手帳4級の音声機能または言語機能の障害に該当する人
- 身体障害者手帳4級の下肢障害(1号…両下肢のすべての指を欠くもの、3号…1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの、4号…1下肢の機能の著しい障害)のいずれかに該当する人

精神障がいにかかる入院医療費の自己負担額を支給します

精神保健および精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害の入院治療にかかる医療保険適用分の自己負担額を全額支給します。

【支給申請に必要なもの】

- 医師の診断書(当該精神障がいの治療による入院であること及びその入院期間が明記されているもの)
- 精神病床での入院治療により自己負担した医療費の領収書
- 健康保険証 ● 認め印(朱肉を使用するもの)
- 本人名義の通帳 ● 加入保険から高額療養費等が支払われる場合は、その支払証明書

健康保険証に変更があったときは届出を

下記の医療費受給者証を使用している人で健康保険証の種類や記号番号などに変更があった場合は、新しい保険証、受給者証を持って届出してください。

- 子ども医療費受給者証 ● 障害者医療費受給者証
- 母子・父子家庭医療費受給者証
- 自立支援医療受給者証(精神通院)

ただし、紙の保険証からカード式の保険証になった場合で、記号番号などに変更がない場合は、届け出の必要はありません。

生ごみ減量に関する補助金を利用してください

市では、コンポストや生ごみ処理機などの購入費の一部を補助しています。

※いずれの補助金も予算の範囲内での交付となりますので、早めに申請してください。

☎ 市内在住の人(補助申請時に、住所がわかる免許証等の提示が必要)

☎ 環境課または市内の販売店にある申請書に(市HPからもダウンロード可)記入し、環境課に提出。

種類	コンポスト容器	生ごみ発酵用密閉バケツ	生ごみ処理機
処理方法	土と一緒に混ぜ込み、微生物の働きを利用、たい肥化	ボカシ肥を入れて、微生物の働きを利用、たい肥化	乾燥式・バイオ式などがあり、温風乾燥、微生物の働きによって分解
処理期間	3～6ヵ月	1～2週間	2～24時間
基数	1世帯2基まで	1世帯5基まで	1世帯1基まで
補助金の額	1基につき、上限3,000円	購入価格(税込)の半額 1基につき上限1,000円	購入価格(税込)の半額 上限20,000円
購入先	あいち尾東農協長久手グリーンセンター	日本国内の販売店	日本国内の販売店